

建設工事等業務委託の最低制限価格の算定式及び適用範囲の改正について

建設工事等業務委託におけるダンピング対策の一つとして、最低制限価格の算定式及び適用範囲について、「さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱」及び「さいたま市業務委託最低制限価格取扱要綱」を一部改正します。

1 改正内容（別紙参照）

○ 最低制限価格の算定式

業務種別	改正箇所
測量業務・地質調査業務	「諸経費 ×4.8/10」⇒「諸経費 ×5/10」
土木関係の 建設コンサルタント業務	「一般管理費等×4.8/10」⇒「一般管理費等×5/10」
補償関係コンサルタント業務	「直接人件費×10/10」 「直接経費×10/10」 「その他原価×9/10」 「一般管理費等×5/10」

○ 算定式による最低制限価格の設定範囲

業務種別	改正箇所
建築、土木関係の 建設コンサルタント業務	予定価格の6/10～8/10 ⇒ 6/10～8.1/10
補償関係コンサルタント業務	予定価格の6/10～ ⇒ 6/10～8.1/10

○ 算定式によらない最低制限価格の設定範囲

業務種別	改正箇所
建築、土木関係の 建設コンサルタント業務	予定価格の6/10～8/10 ⇒ 6/10～8.1/10
補償関係コンサルタント業務	予定価格の6/10～ ⇒ 6/10～8.1/10

2 改正時期

- 令和6年9月1日以降の入札公告及び指名から適用

問い合わせ先

測量業務・地質調査業務
建設コンサルタント業務（建築・土木）
財政局契約管理部契約課 工事契約第2係
担当 中川、菱川
電話 048-829-1898

補償関係コンサルタント業務
財政局契約管理部調達課
委託契約係
担当 山田、山本
電話 048-829-1175

令和6年9月1日以降の入札公告及び指名から適用

改正前

業種	ア	イ	ウ	エ	設定範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費 ×4.8/10	—	6/10~8.2/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 ×6/10	諸経費 ×6/10	6/10~8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価× 9/10	一般管理費等 ×4.8/10	6/10~8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費 ×9/10	解析等調査業務費×8/10	諸経費 ×4.8/10	2/3~8.5/10

※補償関係コンサルタントについては、さいたま市業務委託最低制限価格取扱要綱により予定価格に6/10を乗じて得た額を下回らない額

改正後

業種	ア	イ	ウ	エ	設定範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費 ×5/10	—	6/10~8.2/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 ×6/10	諸経費 ×6/10	6/10~8.1/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価× 9/10	一般管理費等 ×5/10	6/10~8.1/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費 ×9/10	解析等調査業務費×8/10	諸経費 ×5/10	2/3~8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×9/10	一般管理費等 ×5/10	6/10~8.1/10